

平成30年 5月10日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成30年 5月10日
開会 10時33分 閉会 10時57分
- 2 場 所 役場 3階会議室
- 3 出席委員 委員長 岡本眞利子
副委員長 田口廣之
委 員 板垣良輔 高橋健雄 小田新紀 小島智恵 藤原孟
議 長 芳滝仁
- 4 傍 聴 者 荒貴賀 内山美穂子 若山和幸 野原恵子 中橋友子
藤谷謹至 谷口和弥
- 5 説 明 員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
住民福祉部長 合田利信 住民生活課長 佐藤勝博
保健課長 白坂博司
- 6 事 務 局 事務局長 細澤正典 課長 林隆則 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件および審議内容 別 紙
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1) 議案第38号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第39号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第40号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 岡本眞利子

◇審査内容

(開会 10:33)

○委員長（岡本眞利子） ただいまより、民生常任委員会を開催いたします。

これより、議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました、議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

まずはじめに、理事者の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど、副町長から改正条文の説明がありましたので、私からはお手元の資料、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要」に基づきまして説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左側の欄から順に、改正項目、関係条項、改正の内容、摘要に関して記載しております。

また、欄外の上段に記載してありますとおり、法とは地方税法、法施行令とは地方税法施行令、条例とは幕別町国民健康保険税条例のことであり、関係条項の欄に示す根拠法令であります。

はじめに、改正項目の1、国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額についてであります。

改正の内容であります(1)国民健康保険制度の都道府県単位化についてであります。これまでの国民健康保険制度は、市町村単位で運営されており、町の国民健康保険に要する費用に充てるために国民健康保険税を課税しておりました。

平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営する都道府県単位化が図られたことにより、北海道に国民健康保険事業費納付金として、国民健康保険税を納付することになりますことから、その納付に要する費用に充てるために国民健康保険税を課税することに改めるものであります。

次に、(2)制度改正による国民健康保険事業費納付金のイメージ図であります。

現行制度における国民健康保険税は、基礎課税分である医療給付費分、後期高齢者支援金分および介護納付金分として、被保険者に賦課・徴収しており、そのうち医療給付費分につきましては、被保険者の医療に係る保険給付費に充てられ、後期高齢者支援金および介護納付金については、町が直接、社会保険診療報酬支払基金に納付しております。

制度改正後においては、国民健康保険税の賦課・徴収については、引き続き町が行うこととなりますが、国民健康保険事業費納付金として、北海道に国民健康保険税を納付し、本町の被保険者の保険給付に必要な費用の全額が、保険給付費等交付金として北海道から町に交付され、被保険者の医療に係る保険給付費に充てられることになり、また、後期高齢者支援金および介護納付金については、北海道が直接、社会保険診療報酬支払基金に納付することとなるものであります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

改正項目の2、国民健康保険税基礎課税額の課税限度額についてであります。

(1)基礎課税額、いわゆる医療費分の課税限度額を現行の54万円から58万円に改めるものであり、4万円を引き上げようとするものであります。

(2)後期高齢者支援金分および(3)介護納付金分に係る課税限度額は現行どおりであり、これらを含めた改正後の課税限度額の合計は93万円となります。

なお、この課税限度額の改正に伴う影響といたしましては、平成29年度の国保税課税ベースで試算したところ、281世帯で1,116万6,000円の税込増になる見込みであります。

次に、改正項目の3、国民健康保険税の軽減判定所得基準については、国民健康保険税における均等割額および平等割額を軽減する所得判定基準を見直すものであります。軽減措置のうち、(1)7割軽減については、変更がありません。

(2)5割軽減については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の27万円から27万5,000円に引き上げようとするものであります。

また、(3)2割軽減については、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の49万円から50万円に引き上げようとするものであります。

いずれも、軽減対象となる所得額が高くなることで、軽減対象者が増加、拡大することにつながる見直しを図るものであります。

これら軽減判定所得の算定基準の改正に伴う影響といたしましては、平成30年3月末現在の被保険者の状況を基に試算したところ、5割軽減については均等割が27人、平等割が16世帯の増で、軽減額は75万1,000円の増、2割軽減については均等割が2人、平等割が4世帯の増で、軽減額は3万7,000円の増、5割軽減と2割軽減を合計しますと、均等割が29人、平等割が20世帯の増で、軽減額は78万8,000円の増となる見込みであります。

なお、軽減措置に伴う国保税の減収分に対しては、一般会計から保険基盤安定繰入金で補填し、その財源については、道が4分の3、町が4分の1の負担割合となっております。

最後に、改正項目の4、特例対象被保険者等に係る申告についてであります。

(1)特例対象被保険者等の国民健康保険税の軽減については、倒産、解雇による離職や雇い止めなどによる離職をされた65歳未満の方は、特例対象被保険者等として、申請により国民健康保険税を軽減する制度であり、①軽減額については、前年の総所得金額に含まれる給与所得を100分の30として、国民健康保険税を算定し、②軽減期間については、離職の翌日から翌年度末までの期間としております。

次に、(2)改正内容についてであります。現行では、特例対象被保険者等の申告時において、雇用保険受給資格者証を提示していただくことにより、離職理由を確認しておりますが、平成29年11月からマイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始され、今後、雇用保険受給資格者に係る情報連携が可能となった際に、書類の提示が省略できるよう見直すものであります。

改正の内容については、以上のとおりであります。本年4月24日に開催されました幕別町国民健康保険運営協議会におきまして、この改正案の諮問に対し、可とする旨の答申をいただいております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） では、説明が終わりましたので、これより質疑をお受けしたいと思えます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 今、説明がありました、課税限度額の上限をさらに上げていくということと、軽減ですね、5割軽減、2割軽減のその世帯数であったり、その金額をこうこう増やしていくというふうなことでありました。

説明を受けて感じましたのが、課税限度額の上限を上げていくということの効果額と軽減の額を上げて軽減の対象を広げていくということの、何といるのでしょうか、差といたしましうか。例えば、財政効果でいいましたら、1,000万円を超えるような、新たに賦課される反面、軽減は80万円程度というようなところで、これ、いつて来いの関係にないのかもしれないですが、もう少し低所得者に対して軽減を増やすことはできないのだろうかというふうな感想を持ったのですが、その辺のお考えがございましたら伺いたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤勝博） ご質問の課税限度額を引き上げること、さらには、軽減判定所得を見直すことによる、まず、効果額につきましては、今、説明の中でもありましたけれども、重複いたしますが再度お話をさせていただきます。

課税限度額を引き上げる、いわゆる、4万円を引き上げることに伴いまして、税額の影響といたしましては1,116万6,000円と。これが4万円引き上げることによって増えるであろう税額の見込みであります。

それから、軽減判定所得、5割軽減と2割軽減の軽減の対象になるかどうかという所得を、今回の5割軽減でいいますと5,000円、2割軽減でいいますと1万円を引き上げることによって、対象者が増えるということに伴いまして、税額としての影響額は78万8,000円、これが税額としては軽減が増えることで減るのですが、最後にも補足させていただいたように、基盤という負担金ということで北海道が4分の3、幕別町が4分の1を負担することで、最終的には税という形ではないのですけれども、負担金という形で町のほうに収入される形になりますので、総体といたしましては、約1,100万が税額として増えるであろう見込み額になります。

それで、低所得者への軽減についてでございますけれども、7割軽減、5割軽減、そして、2割軽減、法令に基づいた軽減がございますので、今現在はこの法令に基づいた軽減以上のことは考えてはいないところであります。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 他にございせんか。他に質疑は。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、議案第38号に対しまして質疑の終了をさせていただきます。

では次に、議案第39号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例と議案第40号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例について説明をいただきます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 議案第39号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例および議案第40号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

このたびの改正内容につきましては、先ほど、副町長から改正条文の説明がありましたので、私からはお手元の資料、「幕別町指定地域密着型サービス基準条例および幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の概要」に基づいて説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

本資料につきましては、改正条例の概要について記載したものであり、表の上段の左側の欄から順に、改正項目、関係条項、改正の内容、摘要に関して記載しております。

また、欄外の上段に記載してありますとおり、法とは介護保険法、法施行令とは介護保険法施行令、法施行規則とは介護保険法施行規則、条例とは幕別町指定地域密着型サービス基準条例、予防条例とは幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例のことであり、関係条項の欄に示す根拠法令であります。

はじめに、改正項目の1、条例第6条および第47条、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護および指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる訪問介護員等の資格要件についてであります。

改正の内容の欄をごらんいただきたいと思います。

(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、要介護者に対して、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスであります。

次に、(2)夜間対応型訪問介護につきましては、要介護者に対して、夜間の定期的な巡回または随時の通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話、緊急時の対応などを行うサービスであります。

なお、本町では、(1)および(2)のサービスを提供する事業者については、まだ整備されておりません。

次に、(3)上記(1)および(2)のサービスの提供に当たる訪問介護員等の資格要件であります。が、介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者とされ、法施行令第3条において具体的に規定されております。

次に、(4)法施行令第3条の改正であります。が、下記の表の現行に示すように、訪問介護員等の資格は、①および②の介護職員初任者研修課程を修了した者とされておりましたが、高齢者と障害児・障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために新たなサービスとして、共生型サービスが平成30年4月から創設されたことに伴い、訪問介護を行う者に居宅介護または重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者が追加され、範囲が拡大されております。

この改正により追加されました規定につきましては、下記の改正後の表中、③の下線部分になります。

次に、(5)になりますが、上記(4)により、法第8条第2項に規定する政令で定める者の範囲が拡大されたことに伴い、共生型サービスに該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護および夜間対応型訪問介護を提供する訪問介護員等の範囲を、従前どおりの介護職員

初任者研修課程を修了した者が対象となるように条例を改めるものであります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

改正項目の2、条例第17条、第40条、第60条の9、第60条の10および第60条の20の3につきましては、所要の文言整理であります。

次に、改正項目の3、条例第60条の9第6号および予防条例第5条につきましては、介護保険法の条項が整理されたことに伴い、本条例における同法の引用条項を改めるものであります。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたが、議案第39号、議案第40号につきまして、各委員の質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、質疑がないようですので、これで終了したいと思います。

では、説明員の方、ありがとうございます。

説明員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（岡本眞利子） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会に付託された議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。

まず、議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対しまして、各委員のご意見をお伺いいたします。意見のある方は挙手をお願いいたします。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） 国保のものですが、上限額を4万円上げて、先ほど言ったことと重複しますが、本当に軽減といいましょうか、そういうのが求められているのが低所得者こそだというふうに思います。

賦課額がグッと上がって、それと軽減額の差がすごく気になるころではあります、先ほど言いましたとおり、低所得者にさらに厚い支援をしていくという点において賛同できるものかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 他にはいかがですか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 他に意見がないようですので、討論を省略し採決に入ってもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようですので、討論を省略し、これより採決をいたします。

議案第38号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようですので、可決をいたします。

次に、議案第39号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例、議案第40号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして意見を伺います。各委員、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 意見がないようですので、討論を省略し採決に入ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) では、意見がないようですので、これより採決をいたします。

議案第39号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして、原案のとおり可としてもよろしいでしょうか。

異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めまして、従って議案第39号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可とすることに決定いたします。

次に、議案第40号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につきまして、原案のとおり可としてもよろしいでしょうか。

異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議がないようでありますので、議案第40号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可とすることに決定をいたします。

では、ここで各委員にお諮りいたします。

本委員会の審査に対する委員会報告につきましては、委員長、副委員長に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議がないということでありますので、そのようにさせていただきます。

では、その他につきまして何か皆さまのほうからございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) なければ、民生常任委員会を終了したいと思います。

(閉会 10:57)